○鹿児島女子短期大学学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び学則第18条の規定 に基づき、鹿児島女子短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要 な事項を定める。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学

生活福祉

食物栄養学

教養

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第18条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。 (学位の授与)

第4条 学長は、本学を卒業した者に学位を授与し、別記様式による学位記を交付する。 (学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「鹿児島女子短期大学」 と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した とき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議に付し、その意見を十分に参 酌し、当該学位を取り消すことができる。
- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附則

この規程は、平成18年3月10日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式)

第号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学○○○学科○○○専攻の課程を修めて本学を卒業したことを認め短期大学士(○
○)の学位を授与する

平成 年 月 日

鹿児島女子短期大学長 〇 〇 〇 〇印